

香川県水道広域化(基本)計画(案)(仮)

(主要事項のとりまとめ)

1. 組織・職員

(1) 組織

○企業団本部

- ・広域水道事業の運営組織として企業団を設立し、その本部を高松市防災合同庁舎(危機管理センター)内に置く。

○企業団事務所及びブロック統括センター

- ・各市町に企業団の事務所を置き、企業団の管理運営業務等を分掌する。
- ・企業団事務所は、平成32年度から、県内5ブロック(東讃、小豆、高松、中讃及び西讃)に置くブロック統括センターに統合する。

○執行機関

- ・執行機関として企業団の管理者である企業長を置き、補助職員として副企業長及びその他職員を置く。
- ・企業団設立時の企業長及び副企業長は、企業団を構成する地方公共団体(以下「構成団体」という。)の首長から選出する。

○企業団議会

- ・企業団の意思決定機関として企業団議会を置き、その議員定数を27人とする。
- ・企業団議会の議員は、構成団体の議会の議員のうちから選出する。

○監査委員

- ・企業団の財務や事務を監査するため監査委員を置き、その定数を2人とする。

○運営協議会

- ・企業団の管理運営に関し、料金や規約、予算・決算等の重要事項を協議するため、構成団体の長を委員とする運営協議会を設置する。

(2) 職員

○派遣、身分移管及び新規採用

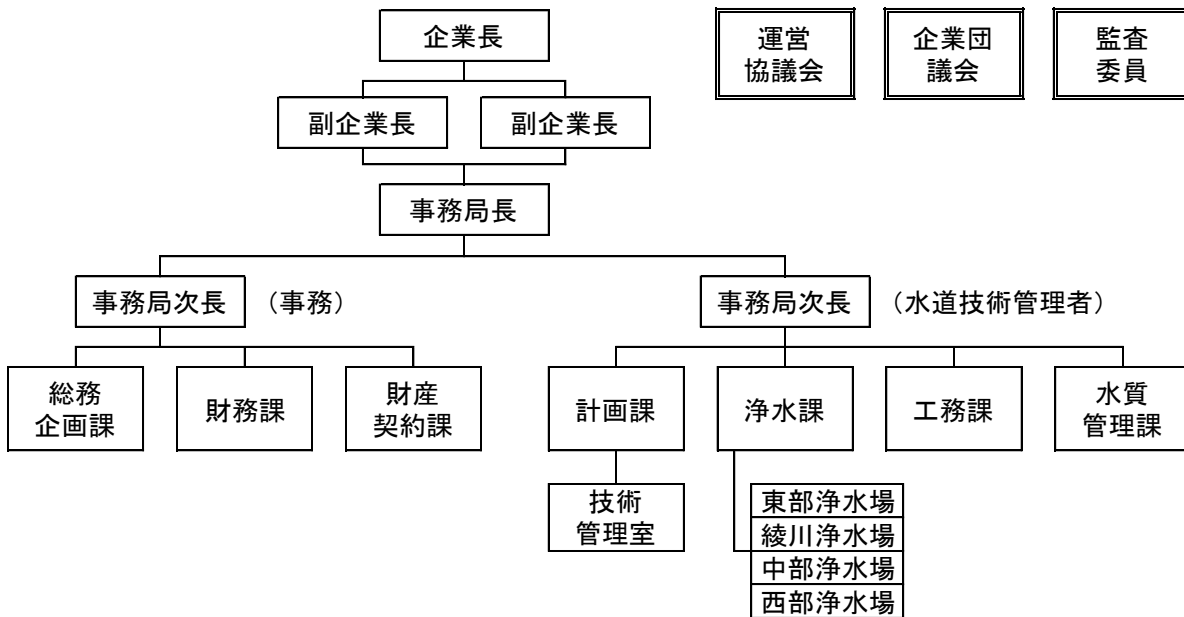
- ・企業団の設立後、当分の間は構成団体から職員を派遣することにより対応し、その間は構成団体と人事交流があるものとする。
- ・平成32年度から、順次、企業団への身分移管及び企業団による新規採用を行う。

○職員数

- ・企業団の設立当初は、現行職員数と同程度の職員数を確保し、順次、組織の改編にあわせて業務の効率化を図りながら、適正な規模を目指していく。

【企業団組織図】

H30.4.1 企業団本部



【総務企画課】

文書、法規、議会、監査、運営協議会
職員人事、育成、給与、労務、労働組合
企画、総合調整、各種団体、システム管理
統計、広聴・広報、情報公開
営業、料金の総括、事務所間の調整 等

【財務課】

予算、決算、分析、資金、起債、財務会計
出納、審査 等

【財産契約課】

財産管理、物品調達、広域施設整備事業の補償、
工事の契約(一定規模以上及び広域水道施設)
物品、工事、委託等に係る入札契約制度 等

【計画課】

企業団の施設整備・更新計画の企画・調整・統括
危機管理・防災対策・濁水調整、補助金申請
積算の改定等、給水装置工事の基準・指導
指定給水装置工事事業者、
給水装置工事主任技術者 等

【技術管理室】

水道技術の企画・指導・調整
財産契約課で契約した工事の検査 等

【浄水課】

企業団の浄水場の統括管理・連絡調整、
水源調整
広域水道施設の施設に関する設計・施工、
事業の補償 等

【旧県営水道4浄水場】

基幹浄水場として事務所の浄水場を統括管理

【工務課】

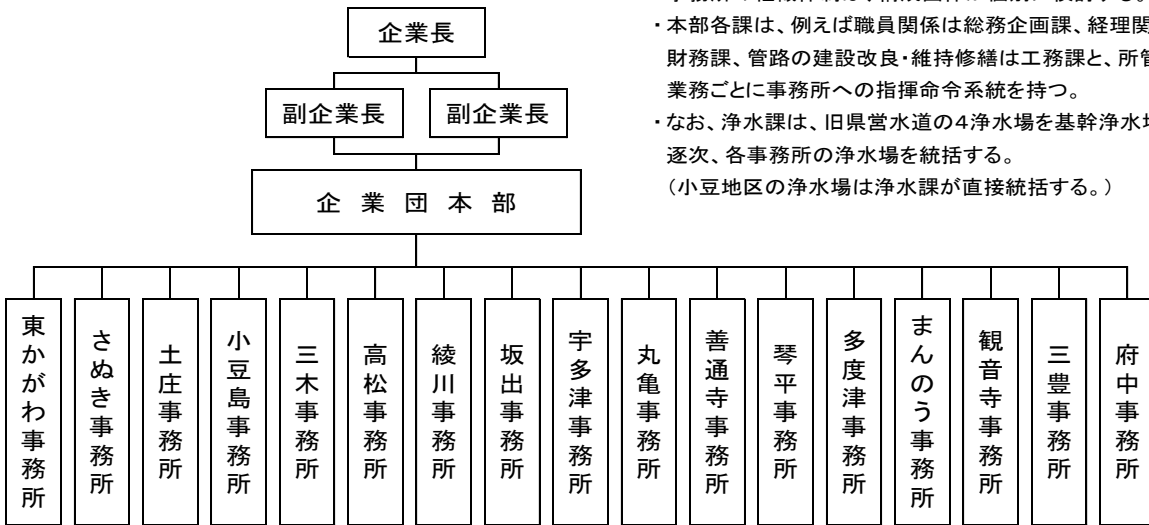
企業団の管路等の建設改良・維持管理に係る
連絡調整、統括管理
広域水道施設の管路に関する設計・施工、
事業の補償 等

【水質管理課】

水質検査、検査計画 等

【企業団組織図】 平成30年4月時点 平成32年4月時点

H30.4.1 企業団組織全体



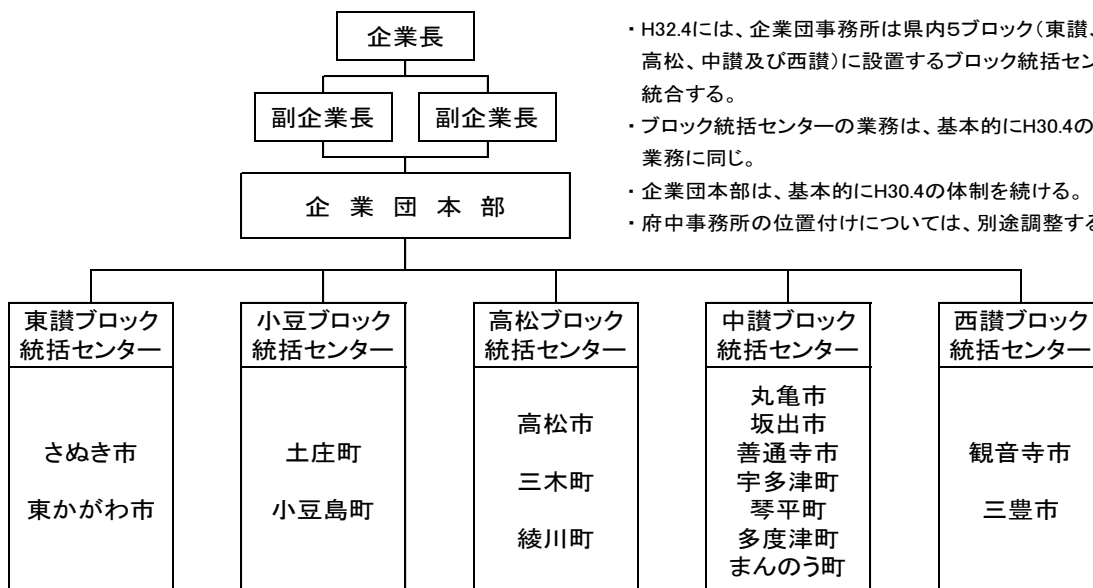
- ・H30.4Iには、各市町及び県から移行した事務所とともに、企業団本部を組織する。
- ・事務所の組織体制は、構成団体が個別に検討する。
- ・本部各課は、例えば職員関係は総務企画課、経理関係は財務課、管路の建設改良・維持修繕は工務課と、所管する業務ごとに事務所への指揮命令系統を持つ。
- ・なお、浄水課は、旧県営水道の4浄水場を基幹浄水場として、逐次、各事務所の浄水場を統括する。
(小豆地区の浄水場は浄水課が直接統括する。)

事務所の業務

- ・職員のサービス、労務管理、労働組合
- ・現金、有価証券の管理
- ・財産の取得及び処分、庁舎管理
- ・(一定規模未満の)物品の契約
- ・工事・修繕の請負契約、更新事業に係る補償
- ・水道使用の諸届受付、お客様相談、水道メーター設置
- ・検針、料金の調定、収納
- ・給水台帳の管理、給水装置工事の受付、審査、検査
- ・配水管工事等の設計、監督、施工及び精算
- ・(一定規模未満の)工事の設計審査、中間・しゅん工検査
- ・配水管等の維持管理、修繕工事、漏水調査
- ・漏水防止工事の計画、貯蔵品・工事資材の検査
- ・取水施設、浄水施設等の操作、運転、維持管理
- ・浄水場改良工事に係る設計、監督、施工及び精算
- ・危機管理、防災対策、水利権・水源対策



H32.4.1 企業団組織全体



- ・H32.4Iには、企業団事務所は県内5ブロック(東讃、小豆、高松、中讃及び西讃)に設置するブロック統括センターに統合する。
- ・ブロック統括センターの業務は、基本的にH30.4の事務所の業務に同じ。
- ・企業団本部は、基本的にH30.4の体制を続ける。
- ・府中事務所の位置付けについては、別途調整する。

2. 業務運営

(1) 総務・経理

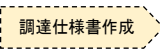
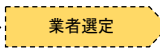
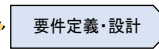
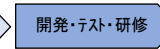


○本部における集中管理及び業務の効率化

- ・総務、人事、経理など企業団の管理運営業務や広報関係業務は、原則として本部において集中管理を行い、業務の効率化を図る。

○情報システムの統一化

- ・構成団体間で異なっている各種情報システムは、下記計画に基づき、早期に統一する。

【情報システム統合計画】

凡例:      

構築システム名	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度
財務会計システム													
工事管理システム													
ネットワーク													
共有基盤系													
会議録検索システム													
ホームページ													
グループウェア													
データセンター													
クライアント端末													
プリンタ													
水道料金システム													
給水設備工事受付システム													
人事給与システム													
文書管理システム													
例規管理システム													
マッピングシステム													
設計積算システム													

(2) 営業業務

○水道料金

- ・平成39年度末までは、旧水道事業体の料金体系を用い、広域水道施設整備事業終了後の平成40年度に水道料金を統一する。
- ・水道料金の統一に当たっては、料金体系の統一を行う必要があることから、需要者が最も多い高松市の料金体系を軸に統一することを基本とする。
- ・使用水量の認定については、平成30年度から取り扱いを統一する。

○検針、調定及び収納業務

- ・平成30年度から2年間は、それぞれ旧水道事業体の運用によるものとし、平

成32年度の水道料金システムの稼働にあわせ、取り扱いを統一する。

- ・平成32年度の水道料金システムの稼働にあわせ、すべての市町（直島町を除く）でコンビニエンスストアやクレジットカードでの取り扱いを開始する。

○滞納整理業務

- ・平成30年度から取り扱いを統一する。

○窓口業務

- ・平成30年度から2年間は、それぞれ旧水道事業体の運用によるものとし、平成32年度のブロック統括センター設置にあわせ、既存の窓口を統合し、各ブロック統括センター内にお客様センターを設置する。

○その他

- ・各業務については、費用対効果を勘案しながら、外部委託を検討する。

(3) 給水装置

○給水装置工事

- ・施工基準は、平成30年度から2年間は、それぞれ旧水道事業体の運用によるものとし、平成32年度のブロック統括センター設置にあわせ、統一する。
- ・負担金又は加入金は、平成39年度末までは、旧水道事業体の金額とし、区分経理が廃止される平成40年度に統一する。
- ・設計審査手数料、しゅん工検査手数料等は、平成30年度から2年間は、それぞれ旧水道事業体の運用によるものとし、平成32年度のブロック統括センター設置にあわせ、統一する。

○指定給水装置工事事業者

- ・各水道事業体が指定している給水装置工事事業者は、企業団においても指定する。
- ・企業団が指定した給水装置工事事業者は、すべての市町（直島町を除く）で給水装置工事を行うことができるものとする。

(4) 工事執行

○入札・契約制度

- ・入札参加者名簿については、企業団設立にあわせ、統一する。ただし、平成30年度に限り、企業団本部は県のもの、企業団事務所はそれぞれ旧水道事業体のものを用いる。
- ・広域水道施設整備工事及び設計金額5千万円以上の経年施設更新工事等に係る入札・契約は企業団本部で行い、設計金額5千万円未満の経年施設更新工事等に係る入札・契約は企業団事務所で行う。
- ・入札・契約は、平成30年度から2年間は、企業団本部が行うものは県の制度に、また、企業団事務所で行うものは、それぞれ旧水道事業体の制度によるものとする。

のとし、平成32年度のブロック統括センター設置にあわせ、統一する。

○工事管理

- ・設計積算業務、工事検査業務等は、企業団設立にあわせ、統一する。
- ・広域水道施設整備工事の設計積算及び施工監督は企業団本部で行い、経年施設更新工事等の設計積算及び施工監督は企業団事務所で行う。

○維持管理

- ・維持修繕業務については、平成30年度から2年間は、それぞれ旧水道事業体の業務形態によるものとし、平成32年度のブロック統括センター設置にあわせ、統一する。

(5) 水質管理

○水質検査計画

- ・企業団設立にあわせ、統一する。

○水質検査体制

- ・企業団の設立当初は、川添浄水場内、綾川浄水場内及び丸亀市浄水場内の3か所に検査室を置き、順次、統合する。

(6) 運転管理

○浄水施設管理体制

- ・平成30年度から2年間は、それぞれ旧水道事業体の体制を維持するものとする。
- ・浄水施設管理の官民連携について検討を行い、最適な施設管理を計画的に推進するとともに、集中管理システムの導入についても検討する。

(7) 危機管理

○災害対策基本計画・応急対策マニュアル

- ・企業団設立にあわせ、企業団の災害対策基本計画及び応急対策マニュアルを作成し、運用する。

○緊急時応援協定

- ・企業団設立後、速やかに、構成団体との間で緊急時応援協定を締結する。
- ・企業団設立後、必要に応じ、関係団体と協定締結に向けた協議を行う。

○応急給水用資機材の確保

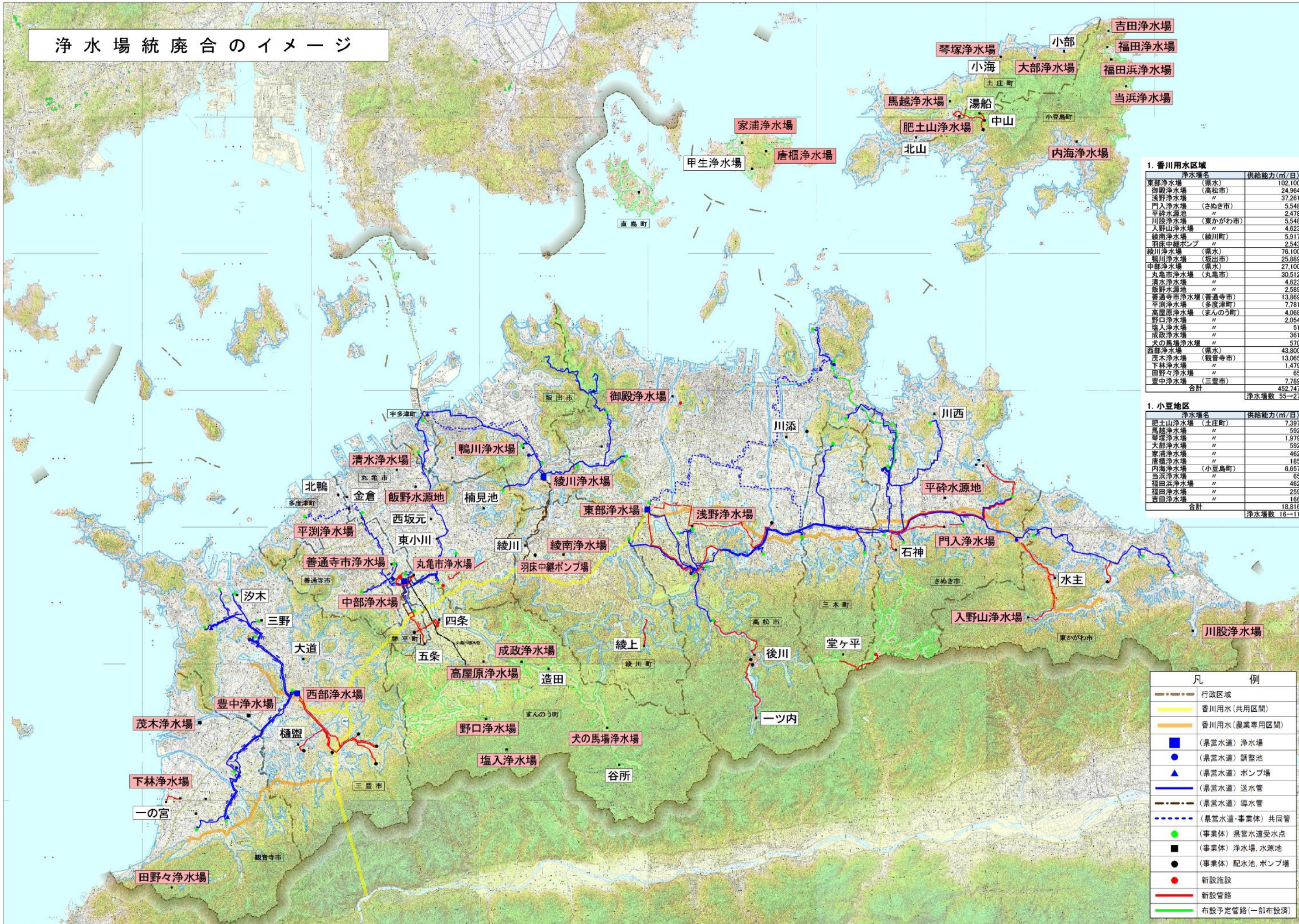
- ・平成30年度から各企業団事務所が保有する給水・防災機材について、事務所間における情報共有及び相互融通を行う。
- ・企業団設立後、在庫状況等を勘案しながら、企業団として必要な給水・防災機器を検討・確保する。

3. 施設整備

(1) 広域水道施設整備

- ・広域水道施設整備は、企業団本部で行う。
- ・水道施設等の維持・管理、運営等の効率化により、水道事業の基盤を強化し、円滑な水融通を行うために必要な施設を整備する。
- ・香川用水及び県内自己水源は、水利権水量の範囲内で、効率的に活用する。
- ・施設能力や配水区域等において、合理的かつ経済的と考えられる施設は継続して運用し、統合等により整理できる施設は運用を休止又は廃止する。
- ・施設の再編にあわせ、水源の整理を行う。

浄水場統廃合のイメージ



1. 香川用水区域

浄水場名	供給能力(m ³ /日)
東部浄水場 (県水)	102,100
御殿浄水場 (高松市)	24,964
浅野浄水場	37,261
門入浄水場 (さぬき市)	5,548
平砕水源池	2,478
川股浄水場 (東かがわ市)	5,548
入野山浄水場	4,623
綾南浄水場 (綾川町)	5,917
羽床中継ポンプ	2,543
綾川浄水場 (県水)	76,100
鴨川浄水場 (坂出市)	25,889
中部浄水場 (県水)	27,100
丸亀市浄水場 (丸亀市)	30,512
清水浄水場	4,623
飯野水源池	2,589
普通寺市浄水場 (普通寺市)	13,869
平洲浄水場 (多度津町)	7,781
高屋原浄水場 (まんのう町)	4,068
野口浄水場	2,054
塩入浄水場	51
成政浄水場	361
犬の馬場浄水場	570
西部浄水場 (県水)	43,800
茂木浄水場 (観音寺市)	13,065
下林浄水場	1,479
田野々浄水場	65
豊中浄水場 (三豊市)	7,789
合計	452,747
浄水場数	55-27

1. 小豆地区

浄水場名	供給能力(m ³ /日)
肥土山浄水場 (土庄町)	7,397
馬越浄水場	592
琴塚浄水場	1,979
大部浄水場	592
家浦浄水場	462
唐櫃浄水場 (小豆島町)	185
内海浄水場	6,657
当浜浄水場	65
福田浜浄水場	462
福田浄水場	259
吉田浄水場	166
合計	18,816
浄水場数	16-11

凡 例

- 行政区域
- 香川用水(共用区間)
- 香川用水(農業専用区間)
- (県営水道) 浄水場
- (県営水道) 調整池
- ▲ (県営水道) ポンプ場
- (県営水道) 送水管
- (県営水道) 導水管
- (県営水道・事業体) 共同管
- (事業体) 県営水道受水点
- (事業体) 浄水場、水源池
- (事業体) 配水池、ポンプ場
- (新設施設)
- (新設管路)
- (布設予定管路(一部布設済))

この地図は、地理院地図の標準地図を一部加工して使用したものである。

(2) 経年施設更新整備

- ・経年施設更新整備は、平成30年度からは企業団事務所が、平成32年度からはブロック統括センターが行う。
- ・更新需要のピーク時期や規模を踏まえ、施設区分ごとの状況を踏まえた更新基準を設定し、重要度や優先度、事業の平準化等を考慮した更新整備事業計画を策定する。
- ・統合等により整理できる施設等は休止又は廃止する一方、運営する施設の機能を効率的に活用することにより、更新需要を抑制する。

【更新基準】

		H26(とりまとめ)	H27
浄水場	土木 ・ 建築	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震化施設の更新時期は、耐震年数に20年加算する。 ・更新時期 : 58年 : 78年(耐震化済) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「水道事業におけるアセットマネジメント(資産監理)の取り組み状況調査」(以降,取組状況調査と呼ぶ)を参考とし、設定する。 ・耐震化と長寿命化とは別と考え、更新時期は、耐震化の有無にかかわらず、同一とする。 ・更新時期 土木 : 73年 建築 : 70年
	機械 ・ 電気	<ul style="list-style-type: none"> ・更新時期を耐用年数×1.5倍とする。 ・既経年化施設は今後5年間に分けて更新するものとする。 ・検討期間中に2回目の更新時期を迎える場合はその費用を計上する。 ・更新時期 : 24年 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組状況調査から、電気25年、機械24年、計装21年と設定しているが、近似値であることから、H26を踏襲する。 ・更新時期 : 24年
配水池		<ul style="list-style-type: none"> ・耐震化施設の更新時期は、耐震年数に20年加算する。 ・更新時期 : 58年 : 78年(耐震化済) 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組状況調査では、配水池も土木施設との整理から、上記土木と同様とする。 ・更新時期 : 73年
管路		<ul style="list-style-type: none"> ・φ200未満及び耐震管(適合管含む)の更新時期を耐用年数×1.5倍とする。 ・既経年化管路は今後38年間に分けて更新するものとする。 ・更新時期 : 38年 : 57年(耐震化済) 	<ul style="list-style-type: none"> ・取組状況調査を参考とし、別表のとおりとする。

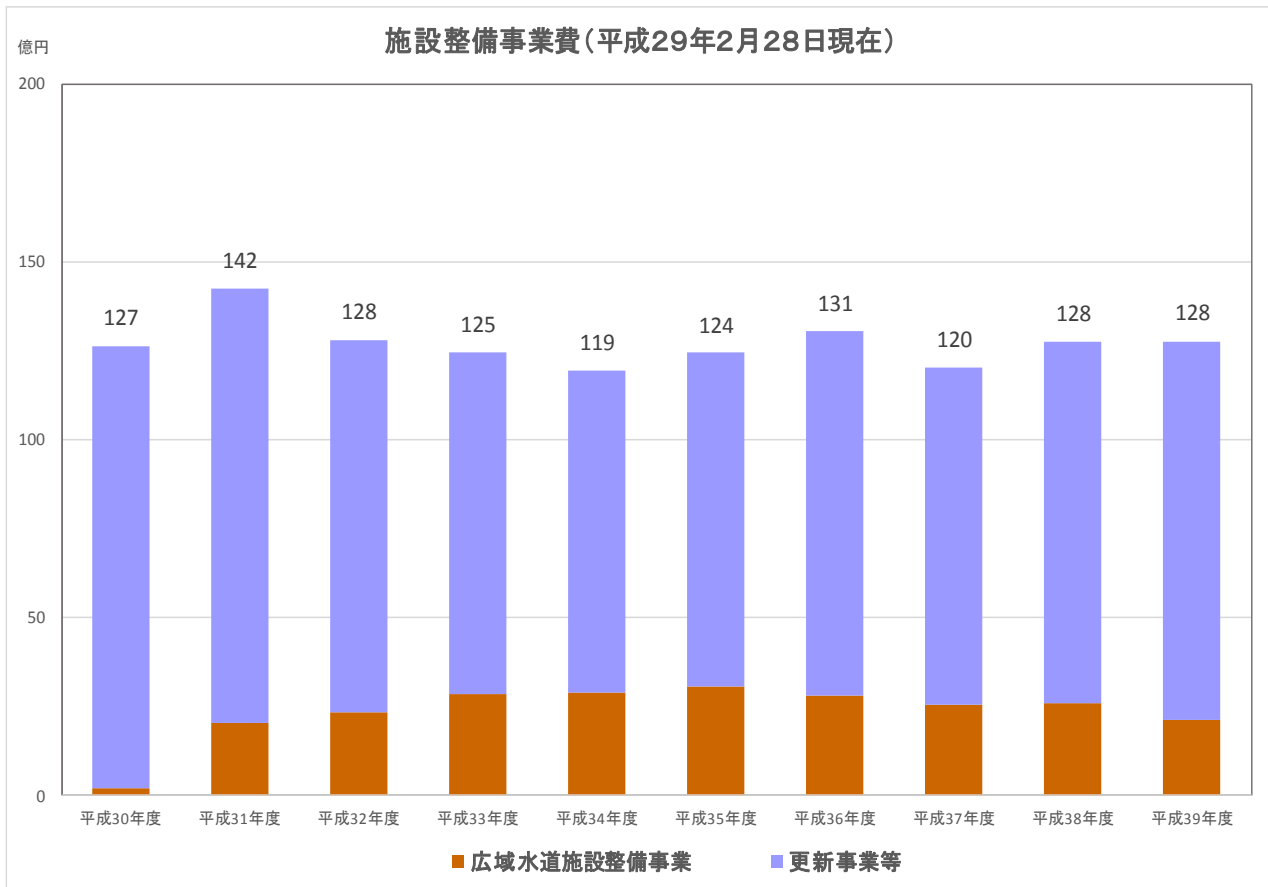
【別表】

管種区分	更新基準
鑄鉄管(ダクタイル鑄鉄管は含まない)	50年
ダクタイル鑄鉄管(耐震型継手等及び、K形継手を有するもの)	80年
ダクタイル鑄鉄管(上記以外・不明なものを含む)	60年
鋼管(溶接継手を有する)	70年
鋼管(上記以外・不明なものを含む)	40年
硬質塩化ビニル管(RR継手等を有する)	60年
硬質塩化ビニル管(上記以外・不明なものを含む)	40年
ポリエチレン管(高密度、熱融着継手を有する)	60年
ポリエチレン管(上記以外・不明なものを含む)	40年
ステンレス管(耐震型継手を有する)	60年
ステンレス管(上記以外・不明なものを含む)	40年
その他(上記以外・不明なものを含む)	40年

※ 鋼管、硬質塩化ビニル管、ポリエチレン管は2種類あるが、既存管路資料ではこの2種類に分けられないことから、更新基準は2種の平均値を採用する。

【施設整備事業費】

企業団の施設整備事業は、広域水道施設整備事業と更新事業等を合わせたものであり、10年間の年度別事業費の状況を下記に示す。



「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き」(平成23年12月厚生労働省水道課)等に基づく。

4. 財政運営

(1) 財政収支の基本方針

- ・水道施設や管路が老朽化する中で、積み上げた更新事業を計画的に実施するとともに、地域間の円滑な水融通に資する広域水道施設を整備するための財源を確実に確保する。
- ・国の交付金制度を活用する平成39年度までは、旧水道事業体ごとに区分経理を行う。
- ・事業体間の公平性を保つため、旧水道事業体ごとに費用と収益のバランスを確認しながら、水道料金を適切に設定することで、平成39年度における内部留保資金を料金収入の50%程度となるようにするとともに、企業債残高を料金収入の3.5倍以内となるよう財政運営を行う。
- ・区分経理の期間において旧水道事業体が共同して負担すべき費用の負担は、原則として、均等割及び有収水量割とする。

- ・平成40年度以降は区分経理を廃止し、平成55年度における内部留保資金を料金収入の50%となるようにするとともに、企業債残高を料金収入の3倍以内となるようにする。

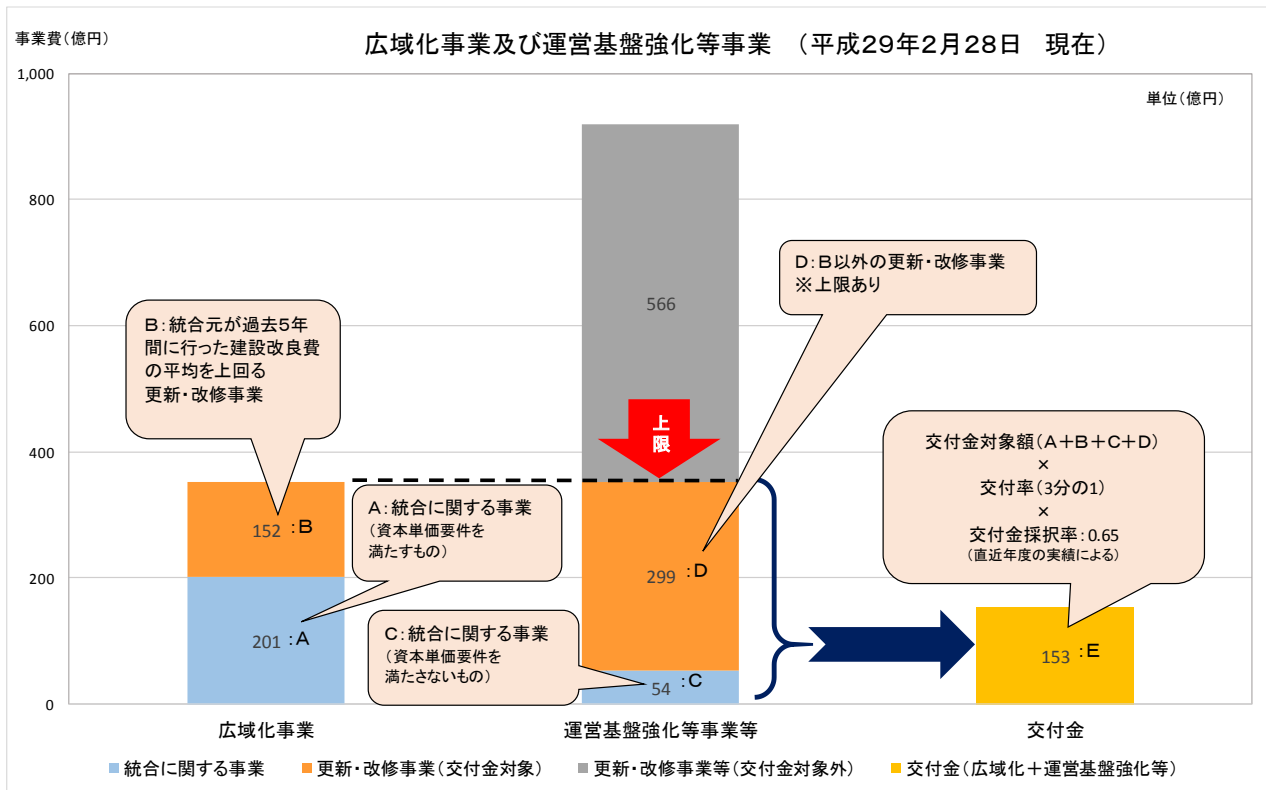
【財政収支の試算条件】

		広域化で事業統合した場合(単独経営を継続した場合は試算しない)
目標年度		平成55年度(中間:平成40年度)
検討対象		事業費(浄水場、配水池、管路)、浄水場運営費、人件費等
浄水場数		38浄水場(香川用水エリア27、小豆エリア11)
広域水道施設整備事業費		水道施設の効率的な運用のため、浄水場の統廃合等を実施する上で必要となる施設の整備費を計上する。
更新事業費		平成55年度までに必要となる更新事業費を計上する。
補助金等	国の交付金	水道事業運営基盤強化推進事業費として交付要綱に基づき算出する。交付金を過大計上しないため、交付率は、対象事業費の3分の1を基準とし更にその65%で試算する。
	一般会計繰出金	現状の繰出金は引き続き繰出しを受ける。 区分経理期間中において、水道料金の著しい値上げ(1回の料金改定につき、平均改定率10%を超える改定)を回避するために必要な額を一般会計から繰出しを受ける。ただし、国の交付金(水道事業運営基盤強化推進事業)の額を上限とする。
運営費	動力費	有収水量1㎡当り単価×有収水量とし、統合後は新規施設分の動力費を加算し、休止する施設の動力費を差し引いて算出する。
	委託費	統廃合により休止となる浄水場の委託費を差し引いて算出する。
人件費		事業統合に向けて人員の削減を見込み、効率化を図る。
供給単価		①各年の内部留保金を負としない。②区分経理最終年度の平成39年度における内部留保金を料金収入の50%程度となるようにするとともに、企業債残高を料金収入の3.5倍以内となるようにする。③平成55年度における内部留保金を料金収入の50%となるようにするとともに、企業債残高を料金収入の3倍以内となるようにする。

(2) 生活基盤施設耐震化等交付金の活用

- ・更新事業等を着実に実施するため、生活基盤施設耐震化等交付金の「水道事業運営基盤強化推進事業」を活用する。

【交付金(水道事業運営基盤強化推進事業)】



(3) 一般会計繰出金

- ・ 構成団体は、企業団の経営に伴う収入のみをもって充てることが適当でない経費及び能率的な経営を行ってもなおその収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を負担する。
- ・ 構成団体は、区分経理期間中において、水道料金の著しい値上げ（1回の料金改定につき、平均改定率10%を超える改定）を回避するために必要な額を一般会計から繰出しする。

(4) 資産等の取り扱いの基本方針

- ・ 企業団は、各水道事業体の事業の用に供している資産、資本及び負債を、原則として、無償で引き継ぐこととする。

5. その他

(1) 簡易水道事業の取り扱い

- ・ 各市町の簡易水道事業は、企業団設立時まで、市町の上水道事業に統合する。
- ・ 五色台簡易水道事業は、企業団業務開始にあわせ、上水道事業に統合する。

(2) 中讃地区工業用水道事業の取り扱い

- ・ 県営水道用水供給事業と一体の施設等があることから、その効果的・効率的な運営のために、広域水道事業と一体的に管理運営するものとする。
- ・ 水道事業会計とは別会計で処理することとし、共通経費の負担割合については、給水収益に基づき按分する。

(3) 下水道事業の取り扱い

- ・ 各市町の都市計画等に基づいて行われる事業であることや、事業の財源も公費が大きな割合を占めることなどから、企業団では事業の移管は受けない。
- ・ 料金部門や給排水設備部門等の窓口サービスなど、水道事業と類似する業務があり、4市3町で上水道事業と下水道事業の組織統合が行われている状況を踏まえ、企業団において一元的に処理することが可能な業務については、市町からの委託を受けて実施する。